

茨城町特産品ブランドいっぴん認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城町において生産されている農畜水産物及びそれらを活用した商品づくりにおいて、その品目ごとに定める認証基準に適合する茨城町特産品ブランドいっぴんの認証に関し必要な事項を定めることにより、茨城町生まれの優れた地場産品である証をアピールし、併せて消費者の信頼を高め、地場産業の活性化にも資することを目的とする。

(認証基準)

第2条 茨城町特産品ブランドいっぴんは、町内で生産されている農畜水産物及びそれらを活用し、町内外の事業所で製造された商品とし、特産品の審査基準は、別に定めるものとする。

2 加工品については、原則として町内に所在する販売事業者を対象とする。

(認証申請、認証決定等)

第3条 茨城町特産品ブランドいっぴん認証（以下「認証」という。）を受けようとする製造者又は生産者組織団体（以下「認証製造者等」という。）は、茨城町特産品ブランドいっぴん認証申請書（様式第1号）により、茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会事務局（以下「事務局」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請は、申請を受けようとする商品を添付して行うものとする。ただし、申請時の添付が困難と認めるものについては、この限りでない。

3 第1項に規定する申請が行われた場合は、事務局が、事前審査として書面審査と審査基準を照合し、茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会（以下「部会」という。）で審査を行い、認証を行う。

4 茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会長（以下「部会長」という。）は、前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して茨城町特産品ブランドいっぴん認証書（様式第2号。以下「認証書」という。）を交付する。

(認証マークの表示)

第4条 第3条の規定により認証を受けた商品の認証製造者等は、別に定める茨城町特産品ブランドいっぴん認証マークを当該商品の容器、包装等に印刷表示することができる。

2 前項の認証マークの印刷表示に要する費用は、認証製造者等の負担とする。

3 前項の認証マークの印刷表示を行わない場合は、別に事務局が発行する認証マークシートを、当該商品本体又は容器、包装等に貼り付けることができる。ただし、別に定める枚数以上の配布を希望する場合には、有償とする。

(認証の有効期間及び更新)

第5条 第3条第3項及び第4項の規定による認証期間は、認証の日から5年間とする。

2 認証の更新を受けようとする認証製造者等は、当該認証の有効期間の満了する日の3月前までに、茨城町特産品ブランドいっぴん認証更新申請書（様式第3号）により部会長に申請し、再審査を受けるものとする。

3 部会長は、部会が、再審査した結果を踏まえ、申請を適当と認められるときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。

4 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から5年間とする。

(認証書記載事項の変更届)

第6条 認証製造者等は、交付された認証書の記載事項に変更があった場合は、当該交付申請書を添付して、速やかに、茨城町特産品ブランドいっぴん認証書記載事項変更届出書(様式第4号)により部会長に届け出るものとする。

2 部会長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書に対して、必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

(調査及び指示)

第7条 事務局は、この事業の適正な運用を図るため、部会長の指示で認証した茨城町特産品ブランドいっぴん認証書記載事項に関する調査を行うことができる。

2 認証製造者等は、前項の規定により事務局が行う調査に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認証基準の遵守)

第8条 本制度は、認証製造者等の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、認証製造者等に帰属するものであり、認証商品の生産、流通、販売、消費、使用において事故が発生したときは、認証製造者等が一切の責任を負うものとする。

2 認証製造者等は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは、事務局に速やかに連絡することとし、事務局の指示があったときは、その指示に従うとともに報告書を提出するものとする。

3 事務局が認証商品の苦情を受けたときは、認証製造者等に対し速やかにその内容を連絡するものとし、認証製造者等はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告するものとする。

4 部会長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

5 部会長は、前項の公表により、認証製造者等やその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認証の取消し)

第9条 部会長は、認証製造者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取消しの届出があったとき。

(2) 認証マークを不適正に使用したとき。

(3) 商品において、当町産の農畜水産物の使用をしなくなったとき。

(4) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

- 2 部会長は、この要綱に重大な違反をして認証を受け、又は茨城町特産品ブランドいっぴんに対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合は、直ちに当該者の受けた認証商品の取消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。
- 3 第1項第1号に認証の取消しの届出は、茨城町特産品ブランドいっぴん認証取消届出書（様式第5号）により行うものとする。
- 4 部会長は、第1項の各号に規定する認証を取消した場合は、茨城町特産品ブランドいっぴん取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月 2日から施行する。